



年 発 1222 第 1 号  
平成 23 年 1 月 22 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（公印省略）

東日本大震災復興特別区域法における確定拠出年金法の  
特例措置について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、その被害の甚大さに鑑み、年金制度においても、これまで所要の措置を講じてきたが、地域における創意工夫を活かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図る観点から、「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、「東日本大震災復興特別区域法施行令」（平成 23 年政令第 409 号。以下「令」という。）及び「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則」（平成 23 年厚生労働省令第 151 号。以下「規則」という。）において、確定拠出年金法の特例措置を設けることとしたところである。

同法は平成 23 年 12 月 14 日に、令及び規則は本日それぞれ公布され、これらは、平成 23 年 12 月 26 日から施行されることとなっている。確定拠出年金法の特例措置の内容については、下記のとおりであるので、御了知のうえ、都道府県、市町村及び関係機関への周知方、格別の御配慮を願いたい。

記

第 1 定義

1 東日本大震災の定義

東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2 特定地方公共団体の定義

特定地方公共団体とは、その全部又は一部の区域が、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として令で定めるものであるものであり、具体的には別紙のとおりであること。

### 3 復興推進計画の定義

復興推進計画とは、特定地方公共団体が、単独で又は共同して、復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進を図るために作成する計画をいうこと。

## 第2 確定拠出年金法の特例に関する事項

### 1 確定拠出年金法の特例の内容

特定地方公共団体が、復興推進事業として地域振興事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の（１）から（７）のいずれにも該当する者は、当該認定を受けた日から平成28年3月31日までの間、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては国民年金基金連合会に、それぞれ確定拠出年金法（平成13年法律第88号）附則第3条第1項の脱退一時金の支給を請求できるものとする。

- （１）東日本大震災により、その被害金額がおおむね3分の1以上である住居又は家財の損害を受けた者であつて、次の①から③までのいずれかに該当するものであること。
  - ① 平成23年3月11日において企業型年金加入者であつた者であつて、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年3月10日までの間に当該実施事業所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの6月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
  - ② 平成23年3月11日において個人型年金加入者であつた者（同日において確定拠出年金法第62条第1項第1号に掲げる者であつた者に限る。）であつて、同日から平成25年3月10日までの間に個人型年金運用指図者となり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの6月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
  - ③ 平成23年3月11日において個人型年金加入者であつた者（同日において確定拠出年金法第62条第1項第2号に掲げる者であつた者に限る。）であつて、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年3月10日までの間に当該事業所に使用されなくなり、かつ、当該請求した日の属する月の前月までの6月間のうちに個人型年金加入者掛金の拠出がないこと。
- （２）60歳未満であること。
- （３）国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に規定する第2号被保険者及び個人型年金加入者でないこと。
- （４）障害給付金の受給権者でないこと。
- （５）個人別管理資産の額が100万円以下であること。
- （６）確定拠出年金法附則第2条の2の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

(7) 脱退一時金を復興推進計画に定められた地域振興事業のうち、請求者の生活の再建又は安定向上に資するもののために使用すると見込まれる者として特定地方公共団体の長が認めた者であること。

## 2 脱退一時金の支給の請求手続

(1) 脱退一時金の支給の請求は、次の事項を記載した請求書を個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては国民年金基金連合会に提出することによって行うこと。

①氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

②個人型年金規約で定める事項

(2) (1) の請求書には、次の書類を添付しなければならないこと。

① 請求者が平成 23 年 3 月 11 日において復興推進計画の区域内に住所を有していたことを明らかにすることができる書類

② 東日本大震災により、請求者の住居又は家財が、当該住居又は家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上の損害を受けたことを明らかにすることができる書類

③ 請求者が平成 23 年 3 月 11 日において企業型年金加入者であった者である場合にあつては、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成 25 年 3 月 10 日までの間に当該実施事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類

④ 請求者が平成 23 年 3 月 11 日において個人型年加入者であった者（同日において確定拠出年金法第 62 条第 1 項第 2 号に掲げる者であったものに限る。）である場合にあつては、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成 25 年 3 月 10 日までの間に当該事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類

⑤ 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類

⑥ 請求者が第 2 号被保険者でないことを明らかにすることができる書類

⑦ 請求者が脱退一時金を請求者の生活の再建並びに安定向上に資する地域振興事業のために使用すると見込まれる者として特定地方公共団体（法第 4 条第 1 項に規定する特定地方公共団体をいう。）の長が認めた者であることを明らかにすることができる書類

## 第 3 施行期日

平成 23 年 12 月 26 日から施行すること。